事務連絡

令和３年２月　８日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事　山　崎　篤　男

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長を受けた対応について

　平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

２月２日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、栃木県が解除された上で、引き続き１０都府県に対しては、３月７日まで延長されること等が決定され、それを受け「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、国土交通省から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②オフィスでの仕事は、出勤者数の７割削減を目指し在宅勤務（テレワーク）等を更に徹底するとともに、改めて感染拡大の防止にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以　上